

よみがえれ！  
有明訴訟弁護団  
(後藤富和)発行  
092-894-1781  
090-9602-0700

# 農相開門談話の真相

## 鳩山邦夫元法相 雑誌に内幕寄稿

今年7月10日、国は、諫早干拓排水門の開門を命じた佐賀地裁判決を不服として控訴したが、控訴に際し若林農相(当時)は、開門調査にむけたアセスを実施するとの談話を発表した。佐賀地裁判決後、当時法務大臣であった鳩山邦夫氏は、農水大臣に対し開門すべきであるとの意見を述べたが、この度、雑誌「地球船」に鳩山氏が寄稿した文章によって、控訴・開門談話の真相が明らかとなった。以下、「地球船」より鳩山氏の寄稿文を引用する。

受堤防の問題に直面することとなった。

法務大臣権限法という法律があつて、国が裁判の当事者となる場合は、法務大臣が国を代表することが決まっている。(中略)国が控訴、上告するとすれば、控訴権限や上告権限は私にある。

ここに諫早湾潮受堤防訴訟において佐賀地裁が判決を出した。判決は堤防の撤去や損害賠償については原告の要求をしりぞけたが、『三年以内に堤防の門を開け、開門を五年間続けて環境調査をせよ』と命じるものだった。新聞は『国は控訴へ』『農水省は控訴の方針』と書き連ねたが、控訴するかしないかは私が決めることである。私は環境革命家、生態系中心主義者として、そこに一つの大きなチャンスを見出すことになる。

私は農水省に対して意見を述べた。要は有明海全域の生態系が重要なので、何らかの開門調査が必要であり、それを農水省が約束しない限り私は控訴しないと。

農水大臣が二度法務大臣室

にみえて、徹底的に話し合い、基本的に私の考えを了解してく

① 農水大臣は開門調査をする腹を決めて、そのためのアセスを実施する。各地の漁業者の意見をよく聞いて、開門の方法を決める。

② タイラギ、クチゾコ、ムツゴロウ、ハゼクチ、キス、メカジヤ、アゲマキなど、有明海で激減している水産資源を徹底的に調査して、その再生のために万全の措置をとる。

この二点の約束を取り付けた上で、私は福岡高裁への控訴の手続きをとったのである。

控訴するかしないかで、法務大臣が担当官庁に注文をつけた前例はないと聞いた。権限の乱用ではないかと批判も受けた。しかし、ことは未来世代に美しい国、豊かな生態系を残せるかの重大問題である以上、私は精一杯、戦うべきと考えたのである。(以上「地球船」より)

## 直ちに開門を！

### 馬奈木弁護団長

よみがえれ！有明訴訟弁護団の馬奈木昭雄団長は、この鳩山氏が明らかにした内幕からする



ならば佐賀地裁判決に控訴した際の談話の趣旨は、開門は行うことが前提で、その開門の方法を漁民と協議して決めるものと理解すべきであると語った。

馬奈木団長は、8日の福岡高裁の弁論で「若林農水大臣(当時)、今村雅弘農水副大臣(当時)も潮受堤防排水門の開放を望んでいる。にもかかわらず、開門に反対し控訴審で争い続ける農水省とは一体何ものなのでしょうか」「唯一、農水省のみが、国民の声、大臣の意見に背を向け唯我独尊の頑なな態度で開門に応じようとしないでいる」と訴えた。さらに、福岡高裁判官にむけ「法廷で残されている課題はたった一つです。すなわち具体的にどう開門すればよいのか、農水省が主張するような被害が発生しないための開門方法は何かを国と私たちの間で個別論点ごとに具体的に検討すれば良いのです」「開門は極めて短時間で実行可能となります。しかも、この実行こそが、農水大臣が控訴に際し、鳩山法務大臣と約束した『漁業者との協議』の実行なのです」と具体的な開門協議の場の設定を求めた。